

平成28年度行政事業レビューシート (厚生労働省)

事業名	国民健康保険組合事務費負担金			担当部局庁	保険局		作成責任者		
事業開始年度	昭和21年度	事業終了 (予定)年度	終了予定なし	担当課室	国民健康保険課		榎本健太郎		
会計区分	一般会計								
根拠法令 (具体的な 条項も記載)	国民健康保険法第69条			関係する計画、 通知等	国民健康保険療養給付費等負担金等の国庫負担(補助)について(平成12年4月12日厚生省発保第97号)				
主要政策・施策	高齢社会対策			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	国民健康保険組合に対し、国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を負担することにより、国民健康保険組合の円滑な事業運営に資すること。								
事業概要 (5行程度以内。別添可)	国民健康保険事業の事務の執行に要する費用を国民健康保険組合の被保険者数を基準として、「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」及び「国民健康保険事務費負担金等の交付額等の算定に関する省令」に基づき算定し、都道府県を通じて国民健康保険組合に交付する。								
実施方法	負担								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)	予算 の 状 況	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
		当初予算	2,518	2,412	2,352	2,356	2,323		
		補正予算	▲5	3	12	-			
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
	計	2,513	2,415	2,364	2,356	2,323			
執行額	2,513	2,415	2,364						
執行率(%)	100%	100%	100%						
成果目標及び 成果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 - 年度
	-	-	成果実績	-	-	-	-	-	-
	-	-	目標値	-	-	-	-	-	-
	-	-	達成度	%	-	-	-	-	-
定量的な目標 が設定できない 理由及び定 性的な成果目 標	定量的な目標が設定できない理由			定性的な成果目標と25~27年度の達成状況・実績					
	当該補助事業は、国民健康保険組合における国民健康保険事業の事務の執行に要する費用に対し補助し、安定的な財政・事業運営に資するものであることから、定量的な成果目標を設定し、その達成度を測ることはなじまない。			国民健康保険組合の円滑な事業運営の実施を目的としており、安定的な財政・事業運営となっている。					
事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	国民健康保険組合の円滑な事業運営の実施	当該事業では国民健康保険組合の財政力に応じて支給調整率(80%~100%)を適用しており、間接的な指標として、各支給調整率に該当する国民健康保険組合数を記載している。	実績	100%補助組合数	63	63	63	-	-
			目標値	-	-	-	-	63	
			達成度	%	-	-	-	-	-
事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	国民健康保険組合の円滑な事業運営の実施	当該事業では国民健康保険組合の財政力に応じて支給調整率(80%~100%)を適用しており、間接的な指標として、各支給調整率に該当する国民健康保険組合数を記載している。	実績	95%、90%補助組合数	21	21	21	-	-
			目標値	-	-	-	-	21	
			達成度	%	-	-	-	-	-
事業の妥当性 を検証するた めの代替的な 達成目標及び 実績	代替目標	代替指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	国民健康保険組合の円滑な事業運営の実施	当該事業では国民健康保険組合の財政力に応じて支給調整率(80%~100%)を適用しており、間接的な指標として、各支給調整率に該当する国民健康保険組合数を記載している。	実績	85%、80%補助組合数	80	80	80	-	-
			目標値	-	-	-	-	80	
			達成度	%	-	-	-	-	-

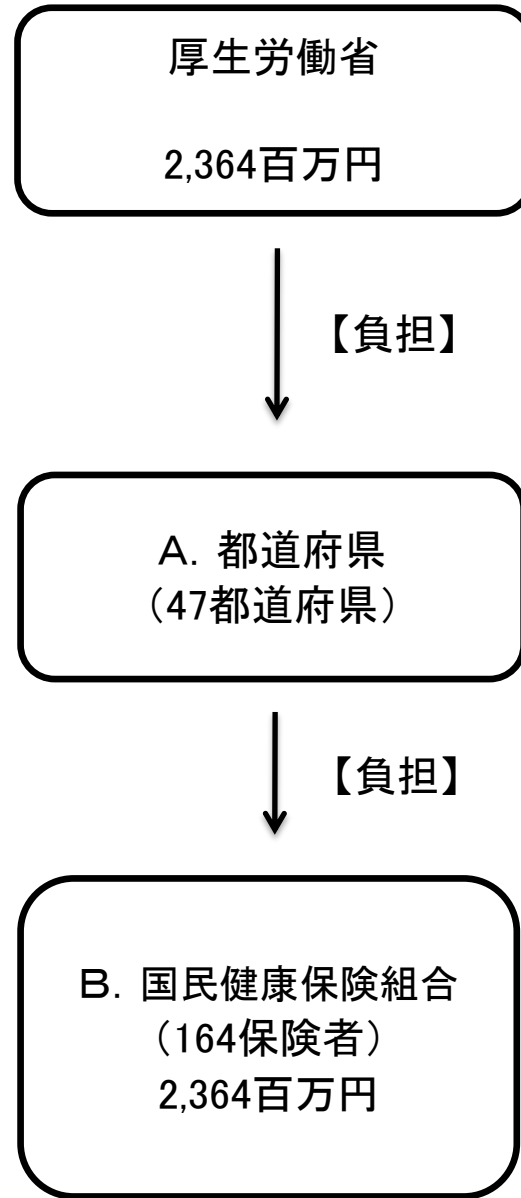
活動指標及び活動実績 (アウトプット)	活動指標		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	実施組合数	活動実績					組合数	164	164
		当初見込み	組合数	164	164	164	164	164	
単位当たりコスト	算出根拠		単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込		
	X:「執行額」/Y:「実施組合数」	単位当たりコスト					百万円	15	15
		計算式	執行額/実施組合数	2513/164	2412/164	2364/164	2356/164	2356/164	
平成28・29年度予算内訳(単位:百万円)	歳出予算目		28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由				
	国民健康保険組合事務費負担金		2,356	2,323	被保険者数の減少のため				
	計		2,356	2,323					
政策評価、経済・財政再生アクション・プログラムとの関係	政策	施策大目標9 全国民に必要な医療を保障できる安定的・効率的な医療保険制度を構築すること。							
	施策	施策目標I-9-1 適正かつ安定的・効率的な医療保険制度を構築すること。							
	測定指標	定量的指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 -年度	目標年度 -年度
		-	実績値	-	-	-	-	-	-
			目標値	-	-	-	-	-	-
	本事業の成果と上位施策・測定指標との関係								
	国保組合が行う国民健康保険事業の運営の安定化を図るため、国庫負担を行う事業(事務費負担金)を実施している。もって保険者への国庫補助を通じて医療保険の安定的運営に寄与している。								
	改革項目	分野:	-	-					
	(第一階層) KPI	KPI (第一階層)		単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度
		-	成果実績	-	-	-	-	-	-
目標値			-	-	-	-	-	-	
達成度			%	-	-	-	-	-	
(第二階層) KPI	KPI (第二階層)		単位	計画開始時 -年度	27年度	28年度	中間目標 -年度	目標最終年度 -年度	
	-	成果実績	-	-	-	-	-	-	
		目標値	-	-	-	-	-	-	
		達成度	%	-	-	-	-	-	
本事業の成果と改革項目・KPIとの関係									
-									

事業所管部局による点検・改善			
	項目	評価	評価に関する説明
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	国民健康保険法第69条に、国保組合の国民健康保険事務の執行に要する費用を国が負担すると規定されており、また、負担金の交付により国民健康保険事業の財政運営の安定を図ることは重要である。
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	国民健康保険法第69条に、国保組合の国民健康保険事務の執行に要する費用を国が負担すると規定されており、本事業は国が実施すべき事業である。
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	負担金の交付により、国民健康保険事業の適正な運営を確保するとともに、国保組合の財政の安定化を図ることは優先度が高い事業である。
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	-	-
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無	
	競争性のない随意契約となったものはないか。	無	
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	各国保組合の所得水準に応じた補助率により交付しており、負担関係は妥当である。
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	○	人事院勧告(民間給与水準)を踏まえた予算額としており、その水準は妥当である。
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-
事業の有効性	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	対象となる費目・使途を通知により示しており、事業目的に即し真に必要なものに限定している。
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-
	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	国費を投入する本事業によって事業運営は健全化するため、目標に見合った実績が上がっている。
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-
関連事業	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績については、見込みどおりとなっている。
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-
	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-
点検・改善結果	点検結果	国民健康保険組合の財政力に応じて支給調整率(80~100%)を適用しており、適正に事業の実施を行っている。	
	改善の方向性	事業仕分け(第3弾)及び公開プロセスの結果等を踏まえ、各国保組合の所得水準に応じた支給調整率(80~100%)を設定するよう見直しを行ったところであり、引き続き適正な補助事業の実施に努める。	
外部有識者の所見			
平成22年度の事業仕分け及び公開レビューの結論に基づいて、各健保組合の所得水準に応じた支給調整率を実施していると理解した。この数年間の執行予算額は、被保険者の高齢化と非正規雇用が増加している中で、25億円から23億円と制動が掛っていると解します。引き続き各健保組合の財政状態を慎重にWATCHし、適正な交付が行われるように期待する。(増田 正志)			
行政事業レビュー推進チームの所見			
現状通り	外部有識者の所見を踏まえ、引き続き、必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。		
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況			
現状通り	今後も適切な事業執行に努めることとする。		
備考			
<p>平成22年度事業仕分け(第3弾)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業番号:A-10 ・事業名:所得水準の高い国民健康保険組合への補助金の見直し ・WGの評価結果:見直しを行う(所得水準の高い国保組合に対する定率補助の廃止) ・とりまとめコメント:それぞれの組合ごとの所得階層が大きく異なっているため、所得の低い皆さんの集団である国保組合については、従前通りのしっかりとした補助を、その代わり所得の高い人たちが集まっている国保組合についてはゼロも含めて、厚生労働省B案で進んでいただきたいということを結論とする。 <p>公開プロセス(平成22年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・レビューシート番号:244 ・事業名:国民健康保険組合への補助金の見直し ・公開プロセスの際の結果:事業は継続するが更なる見直しが必要 ・公開プロセスの際のとりまとめコメント:○財政基盤に不安のない組合に対して国庫金が入ることを長期的には廃止すべし。定率分の見直しも必要。 ○特別調整補助金の「経営努力分」と特別対策補助金の廃止、定率補助と調整補助金の増額を含めた見直し。 ○本来、協会けんぽに加入すべきであるが、平成9年以前に健保の適用除外承認を受けて国保組合に加入している者の定率補助を引き下げ、協会けんぽと同様の水準に抑えるべき。 			

関連する過去のレビューシートの事業番号

平成22年度	244	平成23年度	256	平成24年度	222		
平成25年度	255	平成26年度	267	平成27年度	277		

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
(資金の受け取り先が何を
しているかについて補足する)
(単位：百万円)

A. 都道府県

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を委任。

B. 国民健康保険組合

事務の執行に要する費用に充てる。

費目・用途 （「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額が 支出されている者 について記載す る。費目と用途の 双方で実情が分 かるように記載）	A.都道府県（東京都）			B.中央建設国民健康保険組合		
	費目	使 途	金 額 （百万円）	費目	使 途	金 額 （百万円）
	負担金	管轄の国保組合へ交付	906	事務費	国民健康保険事業の事務	238
	計		906	計		238

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 （百万円）	契約方式	入札者数 （応募者数）	落札率	一者応札・一者応募又は 競争性のない随意契約となった 理由及び改善策 （支出額10億円以上）
1	東京都	8000020130001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	906	-	-	--	
2	愛知県	1000020230006	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	203	-	-	--	
3	埼玉県	1000020110001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	173	-	-	--	
4	大阪府	4000020270008	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	167	-	-	--	
5	神奈川県	1000020140007	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	144	-	-	--	
6	兵庫県	8000020280003	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	109	-	-	--	
7	京都府	2000020260002	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	76	-	-	--	
8	栃木県	5000020090000	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	47	-	-	--	
9	広島県	7000020340006	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	44	-	-	--	
10	三重県	5000020240001	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第26条第2項に基づく補助金等の交付に関する事務	40	-	-	--	

